一　第九条第十五項各号（第十四号を除く。次号において同じ。）のいずれかに該当したとき（次号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	第九条第十五項各号のいずれかに該当した日	第九条第十五項各号のいずれかに該当したこと
二　当該第一種相続認定個人事業者が死亡したとき	当該第一種相続認定個人事業者が死亡した日	当該第一種相続認定個人事業者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　当該認定を受けた日から第一種相続随時報告基準日までの期間（以下この項及び次項において「相続認定期間」という。）において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗特殊関連営業に該当しないこと ロ　相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産保有型事業に該当しないこと ハ　相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が資産運用型事業に該当しないこと ニ　相続認定期間における当該特定事業用資産に係る事業の総収入金額 ホ　相続認定期間において、青色申告書を提出していたこと

34　前項の報告をしようとする第一種相続認定個人事業者（当該第一種相続認定個人事業者の相続があった場合には、当該第一種相続認定個人事業者の相続人又は民法第九百五十一条の法人）は、様式第十二の二による報告書に、当該報告書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　相続認定期間の各年における青色申告書及び所得税法第百四十九条の規定により青色申告書に添附する貸借対照表及び損益計算書その他の明細書の写し

二　相続認定期間において、当該特定事業用資産に係る事業が性風俗特殊関連営業に該当しない旨の誓約書

三　前各号に掲げるもののほか、前項各号に掲げる事項に関し参考となる書類

［新設］